



クライアント・アラート 27-2018

2018年12月10日

EPA Vessel General Permit (VGP)

(a) VIDA 法の下での継続

(b) 2018年分 Annual Report (年次報告書) 提出

I. 概要

2018年12月4日 アメリカ大統領は、[船舶からの排水に関する法律 \(VIDA\)](#) 成立のために署名を行いました。この法律により、現行のVGP規則が2018年12月18日後も継続されると共に、多くの大幅な変更が発生することとなります。

II. 背景

本アラートは、2018年10月10日付にて現行のVGP規則が暫定延長される旨をお伝えした、ECMクライアント・アラート21-2018の続報となります。当初、業界関係者に対して、2018年12月18日後の提出が行えなくなる旨が伝えられておりました。

しかし今回VIDAが制定されたことにより、上記期限は撤廃され、規則の多くが継続されます。一部の例外や追加事項については、次の”III 今回の要点”をご参照ください。

III 今回の要点

- 現行のVGP規則は、USCG及びEPAが船舶からの排水を規定する新たな規則が作成されるまでの間、引き続き有効となります。新たな規則の作成には最長4年かかる可能性があります。
- 新たに公表される規則は、現行のVGP規則やUSCGのバラスト水管理規則(BWM) 以上の厳しい内容となります。
- 各州には、EPAへ請願を行った上で、より厳しい船舶の排水基準を定める権利が与えられます。VIDAは州の申請を制限すると共にVGP遵守に関する手数料徴収を認めるでしょう。
- **2018年12月18日後も引き続きNOIの提出が可能となりました。提出手続きの方法に変更はありません。NOIは少なくともアメリカ水域(3海里内)へ入る7日前までに提出されなければなりません。**
- VGPの監督官庁はUSCGとなります。EPAは、船舶からの排水についての基準を策定する責任省庁となります。
- VIDAにより、VGPの規定に反した者は違法とみなされます。違反者については、行政・民事・刑事罰の対象となる場合があります。
- VGPへの違反が継続的に行われた場合には、一日一日を別々の違反とみなされます。
- 全長79フィート未満の船舶、及びアメリカ水域内にてバラスト排出を行わない漁船は、適用対象外となります。

ECM Corporate Headquarters

1 Selleck Street— Suite 1C

Norwalk, CT 06855, USA

24 Hr. Tel: 1.203.857.0444 email: ecm@ecmmaritime.com

Fax: 1.203.857.0428 website: www.ecmmaritime.com

Page 1 of 3

IV. 罰則など

VGPへの違反に対する罰則に変更はありません。違反があった場合、前章にて述べた通り、行政・民事・刑事罰の対象となる場合があります。

V. 対応すべき事項

現在本船が有効なNOIを所持している場合は、2018年12月18日後も引き続きVGP規則の適用を受けることについて、**ご対応頂く事項は特にございません**。しかしECMでは、今後VIDAの下でのVGP要件の遵守について、検船の際USCGによって厳しくチェックを受けるケースが増えることを予想しています。そのため、みなさまにおかれましては、各船が以下を含めたVGPの要件を完全に遵守しているか、今一度ご確認ください。

- 排水を最小限に抑える手順を確立していること(VGP遵守のための手順書の用意)
- クルーへ向けたVGP訓練の実施
- VGP適用水域内を航行中、VGP週次点検を実施規則
- VGPについての訓練を受けた有資格検査官による、最低12ヶ月毎の包括的な年次検査の実施
- VGP NOIを所持する船舶について、毎年VGP Annual Reportを提出

VI. ECMでのVGP Annual Report提出代行サービス

VGPでは、VGP適用対象船について、船主/運航者が各暦年におけるVGPの活動状況を記した年次報告書の提出を要求しています。2018年の年次報告書は、**2019年2月28日までに環境保護庁(EPA)へ提出しなければなりません**。2018年内、期間を問わず有効なNOIを所持していた船舶は、2018年内におけるアメリカ寄港の有無に関わらず、年次報告書の提出が求められます。本船が2018年内、アメリカへの寄港を終えた時点で、直ちにVGP Annual Reportの提出を行うことをお勧めいたします。ECMIによる提出代行サービスの利用をご希望のお客様は、ecm@ecmmaritime.com までご連絡ください。お申し込み用フォームをお送りいたします。

注: バラスト水・ビルジ水・スクラバー排水をVGP適用水域内(沿岸3海里内)へ排出した船は以下に述べるモニタリングの実施及びDischarge Monitoring Report (DMR)の提出が要求されます。DMR対象船である場合は、お申込みのご連絡時にその旨も併せてお知らせください。

a) バラスト水: バラスト水処理装置 (BWTS) を使用してVGP適用水域内へバラストの排出を行った船は、処理装置を使用したバラスト水について、サンプリングと分析(状態監視のため)を行う必要があります。これは最初にバラスト水の排出を行ってから12ヶ月以内、2回の別々な機会にて行ってください。このサンプリング実施は、最低14日 間を空けて行う必要があります。もし生存生物や殺生物剤のレベルが2回とも

VGP(セクション2.2.3.5.1.1.4及び2.2.3.5.1.1.5)で定める基準値内であった場合、翌年からの実施回数は1回のみとなります。

b) ビルジ水: 総トン数400以上の新造船(=起工日が2013年12月19日以降)でVGP適用水域内へ排水を行った場合、ビルジ水に含まれる油分に関して年に1度サンプリングと分析が要求されます。2年連続VGP(セクション2.2.2.1)で定める基準値内であった場合、それ以降は実施不要となります。

c) 生活雑排水(Graywater): 新造船(=起工日が2013年12月19日以降)で15人以上の定員(宿泊設備含む)を有し、VGP適用水域内へ排水を行った場合、年2回の生活雑排水のサンプリングと分析が要求されます。2回のサンプリングは最低14日間を空けて行う必要があります。

d) 排ガススクラバー(EGS)排水: NOIを提出済みで、排ガススクラバーを使用している船舶がVGP適用水域内へ排水を行った場合、スクラバー排水のサンプリングと分析が年2回要求されます。2回のサンプリングは最低14日間を空けて行う必要があります。分析基準値については、VGPセクション2.2.26.2.3に記載されています。最初の年の結果が基準値内であった場合、翌年からの実施回数は1回のみとなります。

ECMでは、皆様の船舶が、罰金や遅延を招くことがないように、VGP規則への遵守に関するアシストを承っております。具体的には、VGPマニュアルの提供、NOIやNOT、Annual Report提出代行といった内容です。また訪船してのVGP年次点検の実施やクルートレーニング等のサービスをご提供しております。ECMの検査員による訪船をご希望の場合や、遵守に関するご質問がありましたら、ecm@ecmmaritime.comまでご連絡ください。

+++++

※英語原文との間で内容に齟齬のある場合は、英語原文が優先します。